

船橋市学校給食費に関する条例

○船橋市学校給食費に関する条例

平成26年9月30日
条例第47号

船橋市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者）をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、市が設置する小学校、中学校及び特別支援学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収及び納付)

第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等その他学校給食の提供を受ける者（以下「学校給食費負担者」という。）から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費負担者は、規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、学校教育法第19条に規定する援助を受けている保護者等であつて必要があると認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。